

富士見町住宅リフォーム支援事業のご案内

この制度は平成23年度から3年間、地域産業の活性化、既存住宅の改修等による住環境の改善を図るために、町民が町内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う方に、費用の一部を町が補助する制度です。

補助対象者

- ①町内に住民登録若しくは外国人登録され、居住している又は居住しようとする方（ただし、補助金実績報告時に住民登録若しくは外国人登録されている場合）。
- ②町税等を滞納していない方。

対象住宅

対象者が町内に所有し、居住している又は居住しようとする個人住宅、併用住宅及び集合住宅の個人住宅部分。
※親又は子（配偶者の親又は子を含む）の所有する住宅に居住する場合は自己所有とみなす。

補助対象工事

平成23年4月1日以降の工事で、その工事に要する費用が50万円以上で、年度内に完了するもの。施工業者は町内業者に限ります。（ただし、町から他事業で補助金を交付している場合は対象となりません）

補助金額

補助対象工事に要する費用の100分の5に相当する金額で、1,000円未満は切捨てます。ただし、10万円を限度とします。

工事金額（消費税を含む）	補助金額
1円～499,999円	対象外
500,000円以上	×5%の金額（1,000円未満切捨て）
2,000,000円超	一律100,000円

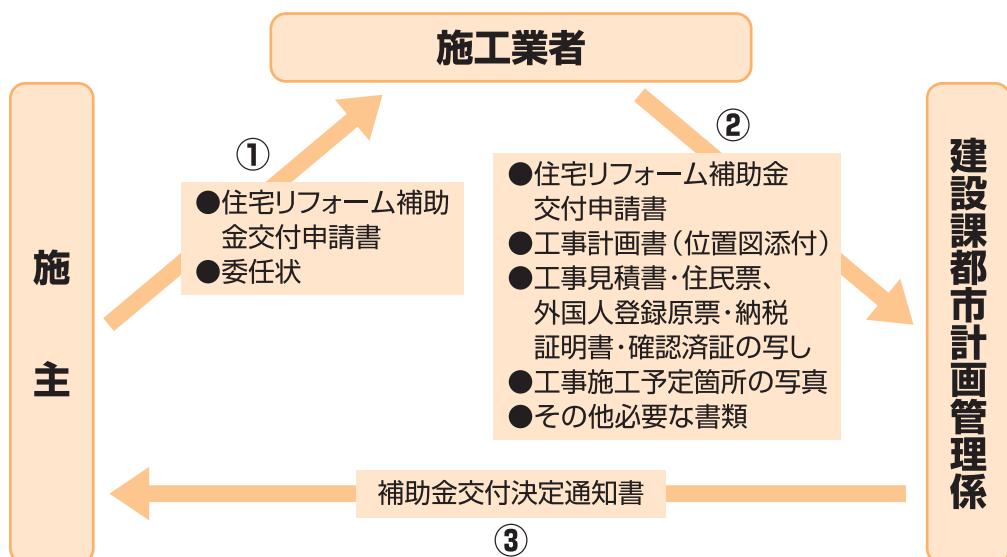
申込み手続き

補助金を受けるには、**リフォーム工事施工前に**富士見町住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出して下さい。

※委任状により申請書提出などの手続きは施工業者が行います。

《着工前》

補助金の流れ



問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217